

介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けの
経過措置の在り方に関する議論の整理（案）

令和元年 12 月 16 日
社会保障審議会福祉部会

当部会においては、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）によって施行された、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けの経過措置の在り方について、議論を行った。

以下、その議論について整理する。

- 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けについては、当部会の下に設けられた福祉人材確保専門委員会において取りまとめられた報告書「2025 年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」(平成 27 年 2 月 25 日)を踏まえ、平成 27 年の通常国会に提出された社会福祉法等の一部を改正する法律案において、法制上の措置が講じられた。
- 具体的には、介護福祉士の資質及び社会的評価の向上の観点から、平成 29 年度より 5 年間をかけて漸進的に導入することとし、それまでの間、次のような円滑な制度施行に向けた経過措置（以下「経過措置」という。）を講じることとされた。
 - ① 平成 29 年度から養成施設卒業者に対し、国家試験の受験資格を付与する。
 - ② 平成 29 年度から平成 33 年度までの養成施設卒業者については、
 - (ア) 卒業から 5 年間、暫定的に介護福祉士資格を付与する。
 - (イ) その間に以下のいずれかを満たせば、その後も引き続き介護福祉士資格を保持することができることとする。
 - A 卒業後 5 年以内に国家試験に合格すること
 - B 原則卒業後 5 年間連続して実務に従事することなお、卒業後 5 年以内に A と B のいずれも満たせなかった場合も、介護福祉士国家試験の受験資格は有しており、国家試験に合格することにより、介護福祉士資格を取得することができる。
 - ③ 平成 34 年度以降の養成施設卒業者については、国家試験に合格することを介護福祉士資格取得の要件とする。

- 同法案は平成 28 年の通常国会で成立し、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けが経過措置つきで施行されることとなったが、介護福祉士養成施設の状況を見ると、その後も養成施設数、定員数及び日本人の入学生の減少傾向が続いている。
- また、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 88 号）によって設けられた在留資格「介護」により、介護福祉士の資格を有し、介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動を行う外国人の在留資格が認められたことから、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生が増加しているが、その合格率は日本人学生に比して、相当に低い水準にある。
- こうした状況を踏まえ、経過措置の在り方について議論を行った結果、国家試験義務化によって資格の価値は高めて欲しいが、喫緊の課題である介護人材の確保に対応する観点から、経過措置を延長すべきとの意見があった。また、経過措置が終了すると、外国人留学生の入学などに影響が生じ、人材不足が累積するおそれがあり、経過措置を延長すべきとの意見があった。
- 一方で、質の高い人材養成による介護サービスの質や、介護福祉士の地位向上を担保していくため、国家試験義務化は予定通り行われるべきとの意見や、外国人留学生の合格率が低いことを理由に経過措置を延長することは適切ではなく、介護福祉士を目指す者の減少にもつながりかねないとの意見があった。また、資格に与える価値の在り方や果たすべき役割に関する制度上の担保など、本質的な議論を進めていくべきとの意見があった。

当部会の議論の状況は、以上の通りである。厚生労働省においては、当部会における種々の意見を十分に踏まえ、経過措置の在り方について必要な対応を講じられたい。